

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書、

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

の提出について

1 概要

要介護認定を受けた人が、介護保険の居宅サービスを受けるには居宅サービス計画(以下『ケアプラン』という)を作成する必要があります。このケアプラン作成を事業者等に依頼する場合、またケアプラン作成を依頼している事業者等を変更する場合には市へ届出を行う必要があります。介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)も同様の手続きが必要になります。

2 提出書類

- ① 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書または介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(以下『届出書』という)
- ② 介護保険被保険者証
※要介護(要支援)認定申請中の場合は提出不要です。その旨を当市にお伝えください。
※介護保険被保険者証を紛失している場合は、併せて介護保険被保険者証紛失届出書を提出してください。

3 提出先

- ① 高齢者総合支援室(介護保険担当)窓口
- ② 郵送は明石市役所高齢者総合支援室給付係(〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号)

4 注意事項

- ① 原則として、サービスを利用する開始(変更)年月日の属する月内に提出してください。
※提出が利用開始の翌月以降大幅に遅れている等、不適切と思われる事案については個別に確認させて頂くこともありますので、特別な事情や理由がある場合は、居宅届の提出時に申し出るようにしてください。
- ② 届出内容を取り消す場合は「介護保険(居宅サービス計画作成依頼届出事業所等)取消届」(以下『取消届』という)と「介護保険被保険者証」を提出してください。
- ③ 新しい介護保険被保険者証の発送は開始(変更)年月日以後になりますので、早すぎる『届出書』の提出はご遠慮ください。

5 よくある質問

① 《質問》

6月7日に開始(変更)年月日を5月1日として『届出書』を提出した。この場合5月サービス提供分を6月に請求してもよいか。

《回答》

明石市では月末時点の受給者情報を、翌月第1開庁日に国保連合会に送付するため6月7日に受け付けた情報は7月第1開庁日に送付します。したがってこの場合は7月以降の請求になります。